



佐賀県公報

平成16年
5月31日
(月曜日)
第 12461号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○漁船損害等補償法に基づく加入区の変更

(四一六・生産者支援課)

○平成十六年佐賀県職員（獣医師）採用選考試験の実施

(職員課)

○佐賀県電子収納システム基本設計
二系統一又競争入札

(会計課)

雜報

報

○第十回 理容師及び美容師国家試験の実施

(財団法人理容師美容師試験研修センター) 六

○告示

●佐賀県告示第四百十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第三項の規定により、次のとおり加入区を変更する。

佐賀県知事 古川康

加入区の名称	変更後
加入区の区域	変更前
加入区の名称	変更後
呼子町加入区	東松浦郡呼子町 （加部島加入区及び小川島加入区の区域を除く。）
呼子町加入区	東松浦郡呼子町 （大字小友、大字加部島及び大字小川島を除く。）

○
公
生

平成16年度佐賀県職員（獣医師）採用選考試験を次のとおり行います。

佐賀県知事 古川康

- | | | |
|---|--------|--------------------------------|
| 1 | 職種 | 獸醫師 |
| 2 | 採用予定人員 | 5名程度 |
| 3 | 職務內容 | 試驗研究、繁殖育成、病性鑑定、環境衛生、食品衛生、ヒ畜検査等 |
| 4 | 受驗資格 | |

獣医師の免許取得者又は平成17年3月31日までに免許取得見込みの者。た

だし、次のいずれかに該当する者は、受験することができません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることとなるまでの者

(3) 佐賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了者

5 選考の方法

面接試験、論文試験、適性検査及び身体検査

6 採用予定の時期

平成17年4月1日以後。ただし、既卒者の場合は、平成17年3月31日以前に採用されることもあります。

7 勤務予定箇所

本庁、畜産試験場、家畜保健衛生所、保健所、食肉衛生検査所等

8 給与等（現行）

(1) 給料月額 大学新卒者の場合 202,600円

経験等により、上記の額以上になる場合があります。

(2) このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等が該当者に支給されます。

9 応募方法

(1) 提出書類

ア 受験申込書 1通

イ 履歴書（市販のもので可。写真を添付すること。） 1通

ウ 獣医師免許証の写し（免許取得者のみ） 1通

エ 最終学校卒業（見込み）証明書 1通

(2) 提出先

郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県経営支援本部
職員課人事担当

郵送による場合は、封筒の表に「佐賀県職員（獣医師）応募書類在中」と朱書きの上、配達記録郵便で送付してください。

10 募集期間

平成16年6月1日（火）から同年7月16日（金）まで

郵送による場合は、同年7月16日（金）の消印のあるものまで受け付けます。

11 選考の日時及び場所

(1) 日時 平成16年8月下旬頃

(2) 場所 佐賀県庁（佐賀市城内一丁目1番59号）

詳細については、別途応募者に連絡します。

12 合格発表

平成16年10月上旬頃（合格者に文書で通知します。）

13 試験結果の開示

この試験の結果については、佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県

条例第37号）第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます（口頭での開示請求は、受験者本人以外の方はできません。）。

受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、午前8時30分から午後5時までの間に職員課へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等の閉庁日を除きます。

なお、電話、はがき等による請求はできません。

開示内容	開示期間	開示場所
総合得点及び順位	合格者発表の日から1か月間	佐賀市城内一丁目1番59号 (県庁新行政棟4階)

14 問い合わせ先

不明な点があれば、下記に電話でお問い合わせください。

佐賀県経営支援本部職員課人事担当

電話 0952-25-7011（直通）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年5月31日

収支等命令者

佐賀県出納局会計課長 福井道雄

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名 佐賀県電子収納システム基本設計、詳細設計及び開発業務

(2) 委託業務内容 入札説明書による。

(3) 委託業務期間 契約締結の日から平成17年3月15日まで

(4) 委託業務場所 佐賀県出納局会計課が指定した場所及び受託者の申請により同課が認めた場所

2 入札参加者の資格に関する事項

本調達は、単独企業・法人又は共同企業体による一般競争入札とする。

なお、共同企業体の結成は自主結成とし、この場合は、次の内容を規定した協定を結ぶこと。

ア 目的

イ 企業体の名称

ウ すべての構成員の住所及び名称

エ 代表構成員の名称及び権限

オ すべての構成員の出資割合及び責任

カ 取引金融機関

キ 決算

ク 利益金の配当の割合

ケ 欠損金の負担の割合

コ 業務履行途中における構成員の脱退、破産又は解散に対する処置

サ 解散後の瑕疵担保責任

シ その他必要な事項

入札に参加する者の資格は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件のすべてを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件のすべてを満たすこと。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

エ マルチペイメント推進協議会における賛助会員又はマルチペイメントネットワークに接続をするシステムの構築経験を有する者であること。

オ 共同企業体の構成員でないこと。

カ 協同組合の場合、当該組合の組合員は、単独企業・法人又は共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体の構成員数は、4社（法人含む。）以内であること。

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ すべての構成員が出資金総額を構成員数で除して得た額の10分の6以上の出資比率を有すること。

エ すべての構成員が上記(1)のアからイの要件を満たすこと。

オ 代表構成員が上記(1)のエの要件を満たすこと。

カ すべての構成員は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 共同企業体の構成員が協同組合の場合、当該組合の組合員は、単独企業・法人又は共同企業体の構成員でないこと。

3 入札手続に関する事項

(1) 担当課

郵便番号840-8570

佐賀県出納局会計課財務電算担当
佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

電話 0952-25-7191
FAX 0952-25-7157

E-mail kaikei@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書及び附属書類の交付方法及び交付期間

ア 支付方法

(1)の場所において交付する。

なお、郵送を希望する場合は、平成16年6月24日(木)午後5時までに(1)のメールアドレスに、郵送を希望する旨及び送付先を送信すること。

イ 交付期間

平成16年5月31日(月)から平成16年6月25日(金)まで

(佐賀県庁開庁日の8時30分から17時までに限る。)

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、イの提出期限までに、入札説明書に定める競争入札参加資格確認申請書に必要な書類を添付した上で、(1)まで持参又は郵送し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 平成16年6月25日(金)午後5時

(郵送の場合は、書留郵便により平成16年6月24日(木)午後5時までに必着のこと。)

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成16年7月2日(金)までに通知

する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、開札日時までにおいて、次のいずれかの場合に該当することとなつたときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生法手続開始、特別精算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ その他本件委託事業に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札予定期間

平成16年7月

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に關係のない県職員を立ち会わせて行う。

(7) 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)

第103条第1項の規定に基づき、見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納入すること。ただし、同条第2項第1号に該当するときは免除する。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提

出した者

- エ 入札保証金が上記(7)に規定する金額に達しない者
 オ 一人で二以上の入札をした者
 カ 代理人でその資格のないもの

キ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(9) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(10) 入札方法に関する事項

入札は、本人又はその代理人が持参し、又は郵送することにより行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の105を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に105分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

(11) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(12) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

(13) 落札者の決定の方法

ア 本調達契約にあっては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者であって予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内で最も低い価格をもって申込みをしたものと契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当

該入札にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

(14) 再度入札に関する事項

各人の入札のうち予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

再度の入札は、当初の入札において郵便による入札がない場合は直ちに行うこととし、当初の入札において郵便による入札がある場合は後日行うこととする（期日については別途通知する。）。

再度入札は1回とし、再度入札においても落札者がない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

4 その他

(1) 当システムの運用に係るハードウェア及びOS等に関する調達は、別途行う予定である。

当システム運用開始後における維持管理業務委託に関する調達は、佐賀県内業者を対象に別途行う予定である。

(2) 入札及び契約の手続、契約の履行に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 契約保証金

規則第115条第1項の規定に基づき、当該契約に係る金額の100分の10以上に相当する金額の契約保証金を納入すること。ただし、同条第3項第1号に該当するときは免除する。

(5) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(6) 談合情報どおりの開札結果となつた場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。
(7) 佐賀県政府調達苦情委員会から調達手続の停止の要請があった場合は、調達手続を停止することがある。
(8) 本入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成7年佐賀県規則第64号）の定めるところによる。
(9) 詳細は入札説明書による。
5 この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の摘要を受ける。
6 Summary
(1) Duty matters of contract
To design an electronic accounting system (e-system) for the Saga Prefectural Government. Design and development of all particulars.
(2) Delivery Period
From the date contract is confirmed up until March 15 th 2005
(3) Process for obtaining Bidding Instructions
Bidding instructions will be sent by post, or can be obtained from the designated place below (see 5) between May 31 st 2004 and June 25 th 2004. (Working days only between 8:30 am and 5pm). To request bidding instructions to be sent by post, please send a letter requesting so to the designated address below by 5pm on June 24 th 2004.
(4) Scheduled Bidding Period
July 2004
(5) For further details please contact: Accounting Division, Accounting Department, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-City, Saga Prefecture, 840-8570, Japan Tel. 0952-25-7191 Fax. 0952-25-7157 E-mail kaikei@pref.saga.lg.jp
○ ■ ■
理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定に基づき、第10回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施します。
平成16年5月31日
財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 金田一郎
1 試験期日
(1) 美容師実技試験 平成16年7月26日（月曜日） (2) 理容師実技試験 平成16年8月2日（月曜日） (3) 理容師筆記試験及び美容師筆記試験 平成16年9月5日（日曜日）
2 試験地
(1) 実技試験 佐賀市伊勢町4番4号 佐賀高等理容美容学校 (2) 筆記試験 北海道、岩手県、宮城県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、愛媛県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県 (上記都道府県のうち希望する会場)
3 試験会場 別途配布する「受験の手引」の会場案内図を参照してください。

4 試験事項

(1) 実技試験

ア 理容師実技試験

(ア) 理容の基礎的技術

a カッティング

ミディアム分髪スタイルとします。

b シェーピング

ネック・シェーピング、フェイス・シェーピング及び顔面処置と

します。

C 整髪

(イ) 理容を行う場合の衛生上の取扱い

イ 美容の基礎的技術

(ア) 美容師実技試験

a 第1課題 ワインディング

ノーパート、シンメトリーコンポジションとします。

b 第2課題 カッティング

グラデーション・ボブ・スタイルとします。

(イ) 美容を行う場合の衛生上の取扱い

ウ 実技課題の設定条件(試験時間、技術の条件、モデル・ウイッグの条件及び器具・用具の条件)及び受験者の留意事項、持参用具等について

(イ) 美容を行なう場合の「受験の手引」を参照してください。

(2) 筆記試験科目

ア 関係法規・制度

イ 衛生管理

(ア) 公衆衛生・環境衛生

(イ) 感染症

(ウ) 衛生管理技術

ウ 理容保健又は美容保健

(ア) 人体の構造及び機能

(イ) 皮膚科学

エ 理容の物理・化学又は美容の物理・化学

オ 理容理論又は美容理論

5 試験の免除

(1) 理容師国家試験

理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)第13条の規定に基づき、

第9回筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、第10回筆記試験又は実技試験のうち、その合格した試験が免除されます。

(2) 美容師国家試験

美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)第13条の規定に基づき、第9回筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、第10回筆記試験又は実技試験のうち、その合格した試験が免除されます。

6 受験資格

(1) 理容師国家試験

ア 理容師法(昭和22年法律第234号)第3条第3項に定める者

イ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成7年法律第109号)附則第3条に定める者

(2) 美容師国家試験

ア 美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第3項に定める者

イ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成7年法律第109号)附則第5条第1項に定める者

7 受験手続

試験を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出してください。

(1) すべての受験者が提出する書類等

ア 受験願書

イ 写真（提出の日前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦5センチメートル横4センチメートルのものに、裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。）

ウ 受験手数料払込金受領証（受験願書裏面の所定の箇所へはり付けること。）

エ 受験票（表面に氏名、現住所及び受験地を記入したもの）

オ 氏名を変更した者は戸籍謄本又は抄本

(2) 6の(1)のア又は(2)のアに該当する者が提出する書類
次のいずれかの書類を提出してください。

ア 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設の卒業証明書又は卒業見込証明書

なお、卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成16年9月16日

(木)までに卒業証明書を提出すること。期日までに提出がない場合は、受験資格を満たさなかった者として、当該試験は無効とします。

イ 第9回理容師国家試験結果通知書又は美容師国家試験結果通知書

(3) 6の(1)のイ又は(2)のイに該当する者が提出する書類
次に掲げる書類のうち、ア又はイのいずれかを、ウと併せて提出してください。

ア 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設の卒業証明書

イ 理容所・美容所の開設者の実地習練証明書

ウ 第9回理容師国家試験結果通知書又は美容師国家試験結果通知書

(4) 試験の免除を受ける者が提出する書類

第9回理容師国家試験又は美容師国家試験の筆記試験合格証明書又は実技試験合格証明書

8 受験に関する書類の提出期間、提出先等

(1) 提出期間

平成16年6月14日(月)から6月18日(金)までの午前10時から午後4時まで

(2) 提出先

佐賀市白山一丁目2番13号 諸永ビル3階
財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部

(3) 提出方法

受験に際する書類は原則として持参するものとします。ただし、郵送する場合は、「理容師国家試験受験願書」又は「美容師国家試験受験願書」と書いて、書留郵便で送付してください。この場合、平成16年6月18日

(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 受験に関する書類は、受付後は返却しません。

(5) 受験に関する書類の受付後は、受験希望地の変更は認めません。

(6) 受験に関する書類の提出後に、氏名又は現住所に変更を生じたときは、財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部へ直接申し出てください。

9 受験手数料

実技試験を受験する場合の受験手数料13,000円及び筆記試験を受験する場合の受験手数料9,600円は、原則として銀行振込又は郵便振替（財団法人理容師美容師試験研修センター所定の払込用紙を用いる場合に限る。）により納付してください。この場合において、銀行振込等に要する手数料は、受験者の負担とします。

10 受験票の交付

財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部から受験者あてに受験票に記載された現住所へ直接送付します。

11 合格者の発表

試験に合格した者の発表は、平成16年9月30日(木)午前9時に厚生労働

省及び財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部にその氏名及び受験番号を掲示して発表します。また、合格した者には合格証書を同時に送付するほか、受験した者に試験結果通知書を送付します。

12 受験の手引等の配布

受験の手引、願書用紙、写真用台紙及び払込用紙等を請求しようとする者は、財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部まで申し出てください。

配布の期間は、平成16年5月10日(月)から同年6月11日(金)までの期間の午前9時から午後5時までとします。ただし、この期間の土曜日及び日曜日は除きます。

なお、郵送を希望する者は、封筒に希望する「受験の手引」の種類(理容師試験又は美容師試験及び実技試験又は筆記試験の別)を明記し、住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒(封筒の大きさは角形2号、縦332ミリメートル横240ミリメートル)に240円の郵便切手をはり付けたものを同封して財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部まで申し出てください。配布の期間に限り受け付けます。

13 問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部(郵便番号840-0826
佐賀市白山一丁目2番13号 諸永ビル3階 電話0952-29-5839)又は佐賀県健康福祉本部生活衛生課(電話 0952-25-7077)

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共
佐賀県経営支援本部総務法制課)

平成十六年五月三十一日印
発行者 佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株) 日